

特定非営利活動法人 新庄 Glanz Sports Club 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人新庄 Glanz Sports Club（シンジョウグランツスポーツクラブ）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県新庄市十日町 2600 番地の 30 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に新庄最上地域の住民を対象とし、スポーツ（主にサッカー、フットサル）の普及振興に関する事業を行い、国内外問わず地域とのスポーツ（主にサッカーやフットサル）を通じ文化、スポーツの振興、スポーツを通じた社会教育の推進を図り、生涯にわたりスポーツを楽しめるように環境を整え、豊かなスポーツ文化を醸成し、こどもの健全育成及び、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ（主にサッカー、フットサル）の普及振興事業
 - ② スポーツ（主にサッカー、フットサル）の競技会の企画、運営に関する事業
 - ③ スポーツ（主にサッカー、フットサル）の指導者、審判、その他運営スタッフの育成、派遣に関する事業

- ④ スポーツ（主にサッカー、フットサル）に関する情報提供事業
- ⑤ スポーツ施設の管理、運営の受託に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以内
 - (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、この法人と理事長の間で利益が相反する業務または双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事等が法人を代表する者としてその業務を執行する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面または電磁的方法による表決者もしくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたこ

とにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ

ならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人の類似目的を有する特定非営利活動法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。
法第28条の2項1項に規定する貸借対照表の公告についても同様とする。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	叶内 満
副代表理事	高橋 謙次
理事	滝川 昌毅
同	津藤 文人
監事	今田 智紀

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和

9年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 団体 3,000 円 (1 年間分) 個人 100 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員入会金 団体 1,500 円 (1 年間分) 個人 100 円 (1 年間分)

以上、当法人の定款である。

山形県新庄市十日町 2600 番地の 30

特定非営利活動法人新庄 Glanz Sports Club 代表理事 叶内 満

役員名簿

特定非営利活動法人 新庄 Glanz Sports Club

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	叶内 満		無
副代表理事	高橋 謙次		無
理事	滝川 昌毅		無
同	津藤 文人		無
監事	今田 智紀		無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条及び同条例施行規則第3条に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

一般財団法人新庄市スポーツ協会の加盟団体である、新庄 Glanz Sports Club (シンジョウグランツスポーツクラブ) は、少子化に伴うサッカー競技人口の減少に伴い、沼田北辰スポーツ少年団、新庄バリエンテ FC が合併し 2019 年に任意団体として発足、設立から今日までサッカーやフットサルの競技を主体に普及発展、競技会開催等の活動を行い、新庄市民や近隣市町村の住民並びに山形県民の体力向上及び青少年の健全育成に一翼を担ってまいりました。主催する競技会では、参加している選手のみならず、チーム関係者や保護者他関係各位の交流の場となっております。

また、令和 5 年度からは、中学生の部活等の地域移行に伴い、地域移行の受け皿として活動をしております。地域移行の課題として、複数市町村を跨ぐ場合は、市町村の支援がなかなか得られない状況の中で、株式会社オーシャンレンタカー・トランスオーシャンバス株式会社とパートナーシップ協定を結びスポーツ環境の醸成に努めております。

これらの取り組みは、年齢や性別を超えた広がりを見せておりサッカーやフットサルを通して、青少年の健全育成や生涯スポーツとしてサッカーやフットサルが認識されつつあり今後、この流れを確実に定着させる為には、スポーツ施設の確保・整備などのハード的なものに併せ、誰もが気軽に楽しくいつまでもスポーツを楽しめる環境づくりの推進とともに、選手や審判、指導者、その他活動を支援する方々を含めた人づくりが重要である。

サッカーやフットサルをとおして地域の発展と活性化に貢献したいと興味をもつことよりも先に、多くの新庄市民を中心とした住民の参画を受け入れ、しっかりとした組織、枠組みが必要であると考えております。

このような趣旨の中で活動するにあたり、社会的信用や将来的な企業や行政との連携などの面において任意団体では限界を感じ、また事業の遂行上、不特定多数の方が気軽に参画できるように、サッカーやフットサル以外のスポーツの事業も計画し特定非営利活動法人が最適であると考え、設立に至りました。

以上を踏まえ、組織基盤の強化と明確な経理体制のもと、地域住民の方々や競技団体と連携、共同しながら、主にサッカーやフットサルの競技を媒体としたスポーツ環境の整備のため、公益的で継続性のあるハード及びソフト事業を展開することで、主にサッカーやフットサルを通して文化、スポーツの振興、スポーツを通じた社会教育の推進を図り、生涯にわたりスポーツを楽しめるように環境を整え、豊かなスポーツ文化を醸成し、こどもの健全育成及び、まちづくりの推進に寄与することを目的として、特定非営利活動法人新庄 Glanz Sports Club (シンジョウグランツスポーツクラブ) を設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

2019 年 3 月 沼田北辰スポーツ少年団、新庄バリエンテ FC の団員減少により任意団体 新庄 GlanzSC が設立

2019 年 4 月 新庄 GlanzSC として一般財団法人新庄市スポーツ協会の加盟

2023 年 3 月 山形県中学校体育連盟に加盟し、山形県中学校体育連盟主催のサッカー競技会に参加

○各種競技会開催に関する事業

Glanz・NAMIKI CUP の開催 (サッカー競技)

ペナルティ杯新庄フットサルフェスティバルの開催 (フットサル競技)

○指導者、審判員派遣に関する事業

特定非営利活動法人山形県サッカー協会主催キッズスクールへ指導者通年派遣 1 名

山形県中学校体育連盟サッカー競技 審判員派遣 1 名

山形県中学校体育連盟サッカー競技新人戦 審判員派遣 1名

○他主催運営協力事業

・特定非営利活動法人山形県サッカー協会主催事業 運営協力

令和7年1月25日に発起人会を開催、令和7年3月22日に賛同者が集まり設立総会を開き、特定非営利活動法人新庄Glanz Sports Club（シンジョウグランツスポーツクラブ）を設立することが決定いたしましたので、申請いたします。

令和7年6月2日

特定非営利活動法人新庄 Glanz Sports Club

設立代表者 住所又は居所

氏名 叶内 満

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 新庄 Glanz Sports Club

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下事業を確実に実施することを目標にする。
- ・本法人の事業内容により、多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① スポーツ (主にサッカー、フットサル)の普及振興事業	キッズサッカースクールの運営	(A) 各月の毎週水曜日 (B) 新庄市立明倫学園グラウンド及び体育館 (C) 各日1名から2名	(D) サッカーをしてみたい 幼児から小学生 (E) 5名程度	0千円
② スポーツ (主にサッカー、フットサル)の競技会の企画、運営に関する事業	第4回新庄フットサルフェスティバル	(A) 令和8年1月17日(土)～18日(日) (B) 新庄市体育館 (C) 5名	(D) 県内の小学生 (E) 200名	102千円
③ スポーツ (主にサッカー、フットサル)の指導者、審判、その他運営スタッフの育成、派遣に関する事業	山形県中学校体育連盟 サッカー競技 審判員の派遣	(A) 令和7年6月7日(日)～8日(日)並びに6月14日(土) (B) 真室川総合運動公園 (C) 3名程度	(D) 中体連に所属する中学生 (E) 184名	0千円
	特定非営利活動法人山形県サッカー協会主催キッズスクールへ指導者通年派遣	(A) 不定期開催 (B) すぽーていあ等 (C) 1名	(D) 新庄最上地区の幼児・小学生 (E) 不特定多数	0千円

	山形県サッカー協会主催の各種大会への	(A) 未定 (B) 未定 (C) 3名程度	(D) 山形県サッカー協会に所属する小学生 (E) 不特定多数	0千円
	JFA 制定指導者・審判資格取得事業	(A) 未定 (B) 未定 (C) 10名程度	(D) 資格取得希望者 (E) 10名程度	0千円
④ スポーツ (主にサッカー、フットサル)に関する情報提供事業	ホームページ等の情報媒体活用	(A) 未定 (B) Web (C) -	(D) Webを閲覧できる者 (E) 不特定多数	100千円
⑤ スポーツ施設の管理、運営の受託に関する事業	本年度、本事業は実施しない			
⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度、本事業は実施しない			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
実施予定なし			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 新庄 Glanz Sports Club

1 事業実施の方針

- ・以下事業を確実に実施することを目標にする。
- ・本法人の事業内容により、多くの市民に知っていただくため、ホームページを活用する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① スポーツ (主にサッカー、フットサル)の普及振興事業	キッズサッカースクールの運営	(A) 各月の毎週水曜日 (B) 新庄市立明倫学園グラウンド及び体育館 (C) 確実 1 名から 2 名	(D) サッカーをしてみたい 幼児から小学生 (E) 5 名程度	0 千円
② スポーツ (主にサッカー、フットサル)の競技会の企画、運営に関する事業	第 5 回新庄フットサルフェスティバル	(A) 令和9年1月中旬 (B) 新庄市体育館 (C) 5 名	(D) 県内の小学生 (E) 200 名	102 千円
③ スポーツ (主にサッカー、フットサル)の指導者、審判、その他運営スタッフの育成、派遣に関する事業	山形県中学校体育連盟 サッカー競技 審判員の派遣	(A) 未定 (B) 未定 (C) 3 名程度	(D) 中体連に所属する中学生 (E) 未定	0 千円
	山形県サッカー協会主催の各種大会への	(A) 未定 (B) 未定 (C) 3 名程度	(D) 山形県サッカー協会に所属する小学生 (E) 不特定多数	0 千円
	JFA 制定指導者・審判資格取得事業	(A) 未定 (B) 未定 (C) 10 名程度	(D) 資格取得希望者 (E) 10 名程度	0 千円

④ スポーツ (主にサッカー、フットサル)に関する情報提供事業	ホームページ等の情報媒体活用	(A) 未定 (B) Web (C) -	(D) Web を閲覧 できる者 (E) 不特定多 数	0 千円
⑤ スポーツ 施設の管理、運 営の受託に関 する事業	本年度、本事業は実施しない			
⑥その他この 法人の目的を 達成するため に必要な事業	本年度、本事業は実施しない			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載し た事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
実施予定なし			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別表として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 新庄Glanz Sports Club
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費	3,500		
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	3,500	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	100,000	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
新庄フットサルフェスティバル	108,000		
	108,000	0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	0	0	
経常収益計	211,500	0	211,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	102,000		
その他経費計	102,000	0	
事業費計	102,000	0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0	0	
管理費計	0	0	
経常費用計	102,000	0	102,000
当期経常増減額	109,500	0	109,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	109,500	0	109,500
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	109,500	0	109,500

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 新庄Glanz Sports Club
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	3,500		
賛助会員受取会費	3,500	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	100,000	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
新庄フットサルフェスティバル	108,000		
	108,000	0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	0	0	
経常収益計	211,500	0	211,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	102,000		
その他経費計	102,000	0	
事業費計	102,000	0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0	0	
管理費計	0	0	
経常費用計	102,000	0	102,000
当期経常増減額	109,500	0	109,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	109,500	0	109,500
前期繰越正味財産額	109,500	0	109,500
次期繰越正味財産額	219,000	0	219,000